

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年4月から平成2年3月まで
② 平成6年2月及び同年3月

私は、市役所の職員と思われる人から、国民年金に加入し保険料を納めないと将来年金がもらえなくなると言われたことから、加入手続を行うとともに、金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、2か月と短期間である上、申立期間②前後の期間は納付済みとされており、申立期間②前後を通じて、申立人の住所や申立人の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間②の国民年金保険料のみをあえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間①については、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金保険料の納付時期、納付金額について記憶が明確でなく、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、オンライン記録によれば、申立期間①直前の昭和62年度の国民年金保険料を昭和63年5月に過年度納付するとともに、申立期間①直後の平成2年度の国民年金保険料を平成4年5月に過年度納付していることが確認できることから、時効により申立期間①の国民年金保険料を納付できなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。